

# カーシェア説明会を開催します



企画財政課企画経営室 ☎(25)1101

地域の活性化および市民サービスの向上を目的に、新たな交通サービスとしてカーシェアの有効性や課題などを検証するため、株式会社トヨタレンタリース三重と連携し、鳥羽市カーシェア実証実験事業を実施しています。

スマートフォン専用アプリを使って車両の予約・解錠・返却・清算ができるカーシェアサービスの説明会を開催します。



- とき** 8月4日(火) ①午前9時30分～10時30分  
②午後1時～2時  
8月8日(土) ①午前9時30分～10時30分  
②午後1時～2時

**ところ** 鳥羽マリナーズターミナル1階・会議室

**実証実験期間** 令和3年3月31日(水)まで

**配置車両** ヴィッツ 2台(5人乗り、1,300cc、2WD、AT車)

**配置場所** 佐田浜第5駐車場内の2駐車区画

料金形態	基本料金(税込)			
	ショート料金	パック料金		
	15分単位	6時間	12時間	24時間
	150円	3,080円	4,270円	5,511円

距離料金(税込)
6時間超の利用の場合
1kmあたり
11円



アプリダウンロード (iPhone版)



アプリダウンロード (アンドロイド版)

**問い合わせ** カーシェアの使い方について  
トヨタレンタリース鳥羽駅前店 ☎(26)7100

アプリの登録について  
TOYOTASHARE 問い合わせ窓口 ☎0800-666-2077

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(第11回特別弔慰金)が支給されます。

**支給対象者** 令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けなかった場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給されます。

1. 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得したかた
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 右記1～3以外で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた、三親等内の親族

## 戦没者等のご遺族のみなさんへ 第11回特別弔慰金の請求手続きについて

健康福祉課生活支援係

☎(25)1181

### 特別弔慰金請求受付日程表

とき	受付時間	地区	受付窓口
8月24日(月)	13:00～15:00	神島	神島連絡所
8月25日(火)	9:00～11:00	菅島	菅島老人憩の家
	13:30～15:30	坂手	坂手老人憩の家
8月26日(水)	9:00～15:30	答志	答志連絡所
8月27日(木)	9:00～11:30	桃取	桃取コミュニティセンター
8月28日(金)	9:00～16:00	相差、国崎 畔蛸、千賀、堅子	女性等活動拠点
8月31日(月)	9:00～12:00	船津、幸丘 若杉、岩倉	岩倉老人憩の家
	13:00～16:00	河内、松尾、白木	
9月1日(火)	9:00～16:00	本浦、今浦、石鏡	本浦公民館
9月2日(水)	9:00～12:00	鳥羽一丁目～ 五丁目	中央公民館 (文化会館3階)
	13:00～16:00	堅神、屋内 池上、小浜	
9月3日(木)	13:00～16:00	大明東、大明西 安楽島、高丘	ひだまり ホール

(おい、めいなど)  
**支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

**請求期間** 令和5年3月31日まで(請求期間を過ぎると、第11回特別弔慰金を受けることができなくなりま

すので、注意してください)  
**請求受付窓口** 対象者が多いため、日程表のとおり受け付けます。それ以外の日は、

健康福祉課生活支援係(保健福祉センターひだまり内)で受け付けています。

※第10回特別弔慰金受給者で、市内にお住まいの対象者と思われるかたには、順次案内文書を送付します。

※手続きには時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。